

ATM 利用限度額変更のお知らせ

令和8年3月2日

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、キャッシュカードによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下の通り変更させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象のお客様

三重県内のJAでICキャッシュカードをお持ちのお客様

2. 実施日

令和8年6月1日（月）

3. 変更内容

媒体種別	対象取引	変更前	変更後
ICキャッシュカード JAカード（一体型）	IC取引	100万円	50万円
磁気キャッシュカード	磁気取引	50万円（変更なし）	

※ ATMでのお引出し、振込が対象となります。

※ ご利用限度額を個別に設定しているお客さまは、引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。

※ ご利用限度額の変更を希望される場合は、お取引のある店舗にお問い合わせください。

【本件にかかるお問い合わせ先】

多気郡農業協同組合 金融共済部

連絡先：0596-52-0122